

本協会から臨床心理士の皆様への「お知らせ」 公認心理師法の施行をめぐる「基本認識・基本方針」について

平成 29 年 8 月 1 日
公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

謹啓 臨床心理士の皆様には、お元気にご活躍のこととお慶び申し上げます。

まず最初に、全国各地で発生した自然災害被災者の方々及び関係者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地域現場で多くの支援者と連携協力して、日夜ご尽力いただいている臨床心理士及び関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、公認心理師法の施行（平成 29 年 9 月 15 日）を間近に控え、また来年には最初の公認心理師試験が行われる運びの中、皆様にも次第に身近な関心事になっていると思います。すべての臨床心理士が共有しておきたい最新の動向と、本協会の取り組みと基本認識・基本方針について、以下のとおり取りまとめましたので急ぎお知らせします（同封資料参照）。

臨床心理士をとりまく最新状況における
『公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の基本的な考え方や取り組みの経緯等』
および『公益財団法人認定臨床心理士の新しい課題と展望』について
公認心理師法の施行をめぐる「基本認識・基本方針」

収録：「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」

これを基礎に、臨床心理士、連携・協働する多様な専門職や関係者、養成大学院の教員・スーパーヴァイザーや先輩・後輩、できれば最も大切な利用者（クライアント）とともに、臨床心理専門職の存在意義の重要性について相互に理解を深める参考にしてください。なお、上記の「基本認識・基本方針」に収録した「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」において、心の専門家養成のために特化された臨床心理士養成大学院の「臨床心理士科目・単位」は、養成大学院カリキュラムにおいて、公認心理師科目として「振り替えることはできません」が、公認心理師試験の受験に要する履修科目として「読み替えることは可能」とする範囲と基準を示していますので参考にしてください。

ところで、公認心理師法の成立（平成 27 年 9 月 9 日、同 16 日公布）以来、一般財団法人日本心理研修センターの試験機関指定（平成 28 年 4 月 1 日）、「公認心理師カリキュラム等検討会」（平成 28 年 9 月 20 日第 1 回開催）と同ワーキングチームにおける審議検討を経て、「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」（平成 29 年 5 月 31 日）が取りまとめられ、「公認心理師カリキュラム等説明会」（平成 29 年 7 月 31 日）の公式実施まで公表を差し控えておりました本協会からの「お知らせ」を、急ぎお届けします。

公認心理師像の明確な姿が提示されたことを踏まえて、これまでの臨床心理士に関する認識を明確化するとともに、これからの臨床心理士について明示が可能になったと考えます。本協会は、法律の成立以来、多角的で粘り強い検討を重ね、特に上記の報告書公表後の集中特化的に検討した基本認識・基本方針に関する以下の項目について報告します。

1. 公認心理師法の施行に向けた最終的な省令整備の段階を迎えています
2. 臨床心理士は、心理職多様性の時代に期待される臨床心理専門職として進みます
3. 臨床心理士が公認心理師と共存共栄を図る必然性と重要課題の存在について
4. 公認心理師法の施行に向けた検討協力経緯における「心理職多様性の時代に共存共栄する臨床心理士」の実現を目指した本協会の主な取り組みについて
5. 『公認心理師カリキュラム等検討会報告書』(平成 29 年 5 月 31 日付)公表に基づく公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の基本認識と基本方針について
6. 臨床心理士と公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の展開と新生課題
 - ①公認心理師法の理解を通じて臨床心理士の存在意義の自覚と認識を深めましょう
 - ②心理臨床に固有の専門性に特化した臨床心理士と本協会を堅持します
7. 臨床心理士と本協会が拓く将来構想・新生展望のために
【本協会が、臨床心理士を堅持することで見えてくる将来構想・新生展望】

本協会が目指す一貫した基本目標は、《臨床心理士を揺るぎなく堅持し、多様な関連専門職との共存共栄を図ること》と考えます。上記の課題提案は、全臨床心理士が資格更新制の重要性の認識のもと、養成大学院ともども地道な歩みを継続することでこそ、これまでとこれからのクライアントそして臨床心理士に顔向けでき、また実際に実現可能な未来を拓く基盤になると考えます。全項目につきまして熟読・熟慮のほどをお願いします。

いま、全臨床心理士の皆様におかれては、《だれかが・いつか・そこ》でなく《わたしが・いま・ここ》のこととして、いまこそ臨床心理士ならではのクライアント中心の基本視座に立ち返って、正しく「臨床心理士」名称を自ら呼称することに努め、心理専門職多様性の時代に共生できる固有の臨床心理専門職として、大いに自覚と錬磨に努めていただくことをお願いします。本協会としましても、ともに揺るぎなく歩む所存です。

最後に、皆様のご健勝とご発展をお祈りしつつ、臨床心理士の新生発展のため引き続きのご協力、ご支援を心よりお願い申し上げます。

敬具

※お願い：

この「お知らせ」は、本協会ホームページにも掲載しています。全国の臨床心理士養成大学院、都道府県臨床心理士会にも送付しています。公認心理師像の正しい理解を深めながら、臨床心理士相互の身近な議論が促進されますよう期待します。

なお、内容（特に科目・単位の取り扱い）につきましての事務局へのお問い合わせにつきましては、特別事項ゆえ対応いたしかねますこと、ご了承とご協力をお願いします。